

九年八月十一日尙連に大老を命ぜられてから、叙爵の後改めて大老に任ぜられる例になり、人数も三人又は二人であつたが、享保十六年長甲斐守高連が命ぜられてから新命のことなき、是より先享保十一年大老となつた本多安房守政昌・横山大和守貞林は、延享五年二人の卒去まで勤め、遂にその職が止んで公儀御用を之に代へることになつたのであらう。

**ダイロウ** 大老 鹿島郡水白の百姓であつたが、寛文七年領主長連頼の家に浦野騒動があつた爲、笠師組の十村太左衛門が成敗せられ、四月大老その跡組支配を命ぜられて笠師に引越十村となつた。十一年その地加賀藩の直轄となつた後引續き勤め、貞享二年病歿。子勤七後を受けたが、元禄十年組の内鹽津村に隠田を許してゐたこと露見し、入牢の上十一年八月十四日梟首せられた。

**ダイロウ** 代牢 藩政時代に、在獄中疾病に罹り、或は老羸にして艱苦に堪へ得ぬ時、その子孫又は姉妻たる者が之に代り、本人をして歸宅せしめんことを請ふを代牢願といひ、子孫等の入獄同居して侍養せんことを求めるを同牢願といふた。是等は概く許されぬが、哀願敷回に及んで孝貞の認められる時は、或は之を容認し、或は全く赦免することもあつた。

**タウゲ** 峠 河北郡深谷内の小字。  
**タウゲ** 峠 珠洲郡小木から木郎に至る道と、市瀬から眞脇に至る街道の交叉點をいふ。能登名跡志に「宇出津・小木・眞脇・一瀬」への追分の四辻なり。山中にある峠也。熊野権現の大なる宮森あり。是は一、瀬村の氏宮也」とある。

**タウケイブンシユウ** 桃溪文集 一冊。小瀬復庵の文集である。  
**タウチテツシユウ** 田内鐵舟 一に徹宗に作る。通稱清八郎。清貧に甘んじて心を書道に潜めたが、遂にその技に長じ、前田綱紀の疎する所となつて二百石を受け、小將組に列し、右筆を職として貞享三年に歿した。子孫相繼いで藩に仕へる。

**タウラ** 田浦 鳳至郡西大野内の小字。  
**タウラバナ** 多浦鼻 鹿島郡能登島なる祖母浦の部落東方なる岬。  
**タウエ** 田植 田植を行ふことを方言に鼻月と稱した。藩政時代には四月下旬から五月上旬に至る間に行はれ、男子は立人又はコウナヘビキといひ、苗探り・苗運びの事に従ひ、女子は早乙女又は早月女と稱して植付を行つた。

**タオ** 多於 白山山中で、地表の風下して箕の如くになつてゐる所を多於と名づける。その尾添口登路なる風谷に接する所に在るものは大多於の名がある。  
**タカ** 高 藩政時代に高といふたのは、田地の廣さをその地より生産する米穀の量によつて表す稱である。この場合に於いては、概ね米一石を生産する田地の面積を定め、之を以て全面積を除したる商により高何石と稱するのである。一石高の面積は、加賀の石川・河北二郡及び能登では二百歩、越中では二百四十歩である。これ田一段から種る米を三石とし、之を磨つて米一石五斗を得る法、即ち一石五斗の斗代又は十五の石盛に基づき、加賀は一段三百歩、越中は三百六十歩なるが故

に、前記の一石高を得るのである。加賀の中能美郡は一段三百歩であるが、一石七斗の斗代であるから、一石高は百七十六歩四厘となる。畑も田に換算して高を算出し、畑二を田一に當るを二つ折、畑三を田一に當るを三つ折と稱する。高は又草高と稱することもあり、田地の廣さから轉じて、田地そのものを指すことがある。高に關する種々の名目に就いては、各項を別かつて記した。

**タカイ** 高位 羽咋郡直海の内の小字。  
**タカイハサキ** 高岩岬 羽咋郡風無の部落南方の岬。  
**タカウコ** 高右近 鳳至郡小山に住んだ百姓。長連龍及び前田利家に屬して人足催等の爲に奔走し、天正十年十月十日利家から阿岸中村(小山の舊名)の高拾俵を扶持せられ、慶長九年十村役を命ぜられ、十三年九月歿した。初代以後十村の職を世襲したが、四代高右近の時明暦元年之を除かれ、扶持高は八代高右近の時寶曆元年不都合の廉があつて没收せられた。

**タカオチャマ** 鷹落山 能美郡赤瀬の部落東方にある山。高さ四九四米。地質石英粗面岩。  
**タカガカリ** 高懸 ↓ムラマンゾウ 村萬雜。  
**タカガキジヨウ** 高垣城 金澤なる藩政時代に品川主殿の邸のあつた附近で、越登賀三州志に長享の比こゝに樋口某が居たとある。

**タカガタキヨ** 多賀方清 通稱縫殿助 新左衛門・宇兵衛内匠・帶刀。直方の三男。享保十六年家祿四千三百石を襲ぎ、寶永元年父の歿後其の養老俵を加へて五千石となり、人持組に列した。享保十九年寶圓寺請取火消に任じ、寛保二年小松城番に廻り、寛延元年寺社奉行に進み、寶曆四年公事場奉行を経て五年算用場奉行となり、六年罷めた。明和七年二月歿、年七十四。

**タカカタセワニン** 高方世話人 また高遊ともいふ。藩政時代に、寺社百姓又は町人百姓が、その所有田地を手作りすることなく、全部御作する場合に於いて、村方に作小屋を立て、高方世話人を居住せしめ、その者の持高なるが如く作配御付せしめることがあつた。高方世話人は村役人にその名を届出で、組織許の承認を得ねばならぬ。寺社百姓又は町人百姓以外の百姓では、高方世話人を置くことを禁ぜられてゐた。

**タカガマ** 高構 高い樹の頂上に鳥籠を付けたはごを出し、囀によつて鶴を誘ひ捕獲すること、加賀藩では士分の一般に娯樂とする所であつた。  
**タカギアリノリ** 高木有制 通稱守衛。人持組大野木將人の家士であつた。有制岡より國學に通じて勤王の志があり、小川忠篤等と共に國事を議したので、元治元年八月捕へられ、十月永牢に處せられた。明治元年三月藩大赦令によつて前罪を宥したが、有制は獄中で同囚を毆打したるを以て更に入獄せしめられ、十月放免の後舊主より原祿を給せられた。後四年金澤縣廳の大岡となり、石川縣十等出仕に轉じ、後白山比咩神社祠官に補せられ、糖大講義に任じた。七年五月十六日歿、享年五十三。

**タカギカゲユ** 高木勘解由 初め徳川家康に仕へ、後前田利常から千石を祿せられた。

に仕へ、後前田利常から千石を祿せられた。